

越前市広報紙企画制作等業務委託仕様書

1 業務委託の目的

より市民に親しまれ、読んでみたくなる楽しみの詰まった広報紙づくり、特に、若者や子育て層が興味を持つことができる広報紙の発行を目的とする。

また、人事異動に伴うスキル低下等を補完するとともに、広報紙制作業務の効率化を図る。

2 業務内容

委託する業務の内容は、越前市広報紙（以下、「広報紙」という。）の企画、制作、納品に関する業務と、これに伴う広報紙及び市ホームページに掲載する広告枠に関する一切の業務とする。詳細は下記のとおりとする。

3 業務の期間

令和2年12月1日から令和6年1月15日まで

（令和3年1月15日号から令和5年12月15日号までを業務対象とする。）

4 広報紙に関する基本事項

(1) 発行日 別紙1のとおりとする。

(2) 規格

ア サイズ A4版 縦組み

イ 発行部数 27,750部（令和2年度、越前市各世帯及び関係機関へ配布）

ウ ページ構成 別紙2のとおりとする。

エ ページ数 月平均約24ページ（直近実績は別紙2のとおり）

オ 色数 表紙、裏表紙のみカラー、その他2色

(3) 印刷製本業務及び配布に関する業務は、委託者が別途発注する。

5 広報紙企画制作に関する事項

(1) ページフォーマットデザイン及び記事提供用フォーマットの制作

受託者は、契約時に広報紙の各ページのフォーマットデザイン及び委託者が受託者に対し記事情報を提供する際のフォーマットを提案し、委託者と協議の上制作する。なお、記事提供用フォーマットは、単に委託者・受託者間のデータ授受に用いられるだけでなく、両者の円滑な広報紙制作に不可欠なツールとして、業務効率の向上に留意し提案すること。

(2) 原稿の制作

受託者は、委託者が提供する記事情報を基に、毎号全ページの原稿を制作する。また、表紙については、写真撮影、ターゲット（若者、子育て層）向け企画ページについては、掲載内容・掲載月・掲載ページ数等を予め委託者と協議の上、受託者において記事制作を行う。なお、作成した原稿は、委託者と受託者の協議により、

次月号以降に掲載することができる。

(3) 原稿の最終調整

受託者が制作した原稿にページの明記やレイアウトの調整などを行う。

(4) 納品 次のデータ形式で納品とする。

ア windows 版アドビ社イラストレーター2019 又はインデザイン 2019 で編集可能なデータ (画像含む。)

イ アのデータを基に、委託者が別途発注する広報紙の印刷製本業務の受託者が業務を履行できるデータ

ウ 文字検索可能な広報紙全体の PDF データ (広告ページ等すべて含んだもの)

エ (株) モリサワの MCCatalog+ にアップロードするためのデータ

(5) 納期 別紙 1 のとおりとする。

(6) 編集・校正

ア 編集方針等について毎号、打ち合わせを行う。この場合、受託者は担当者を派遣することとする。

イ 校正は、原則 3 回とし、校了日にはメール又は F A X 等で複数回校正することがある。出張校正は行わない。

(7) その他

ア 委託者の依頼をもとに受託者と協議の上、表紙以外の写真撮影を行う。

イ 委託者の依頼をもとに制作上の課題等についての相談を受ける。

ウ 業務期間中に色数に変更が生じた場合、委託者と協議の上これに対応した原稿を制作する。

6 広報紙を市民に読んでもらうための取組み

(1) 読者アンケート及び読者プレゼントの実施

より多くの市民に読んでもらうための基礎資料収集方法として読者アンケートを実施する。

また、読んでもらうきっかけづくりやアンケートの回収数向上のため、アンケートに併せて読者プレゼントを実施する。

アンケート及びプレゼントは毎号実施することとし、広報紙の広告ページに募集コーナーを設けるとともに、景品の購入、抽選、発送及びアンケートの集約など必要な業務を行うこと。

なお、景品の購入費用については、1 カ月あたり 3 万円程度とし、越前市内の業者から購入するものとする。

ただし、委託者と事前協議し、実施目的に対しより効果が見込めると想定される場合は、この限りではない。

7 越前市広報力向上のための取組み

(1) 研修会の実施

市職員を対象とした広報力向上のための研修会を年1回以上実施すること。

8 広告に関する事項

(1) 広報紙の広告規格

ア 買取対象 令和3年1月15日号～令和5年12月15日号まで

イ 買取枠 36ページ以上72ページ以内（毎号1ページ以上2ページ以内）

ウ ページ単価 40,000円以上

※ 広告ページは、単なる広告の羅列だけではなく、楽しみやお得感のあるページになるように努めること。

(2) 市ホームページ（アクセス数 約281,000件/月）の広告規格

ア 買取対象 令和3年1月～令和5年12月まで（毎月15日を更新日とする。）

イ サイズ 縦154ピクセル×横350ピクセル

ウ 形式 GIF形式（アニメーション不可）又はJPEG形式で容量10KB以下

エ 掲載場所 市ホームページのトップページ下部

オ 買取額/枠数 216,000円/108枠（毎月6,000円/3枠）

(3) 広告内容 別紙3「越前市広報紙及びホームページ広告掲載基準」を順守すること。

広報紙に関しては、広告の募集の問い合わせ先を明記すること。

(4) 掲載内容の確認 広報紙及び市ホームページの広告の掲載内容は、事前にデザイン案と越前市有料広告掲載申込書を秘書広報課に提出し、内容の審査を受けることとする。

ア 広報紙 掲載を希望する号のデータ納品日の1週間前

イ 市ホームページ 掲載を希望する月の1日まで

(5) 納入方法 委託者が発行する納入通知書により四半期（3月末、6月末、9月末、12月末）毎に広報紙とホームページの広告買取額の合計額を納入すること。

9 管理体制

(1) 受託者は、本業務を確実に実施・履行する組織体制（制作の体系図、責任者、役割分担等）及び連絡体制を示すこと。

(2) 業務の遂行にあたって、次のア～エに示す体制がとれること。

ア スタッフについては、必要な人数を確保すること。

イ 契約期間中の編集業務は、プロポーザル提出作品を制作したスタッフと同一のスタッフが担当すること。

ウ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って秘書広報課との連絡調整等を行うこと。

エ 緊急の事態にも各スタッフが対応できること。

10 委託料の支払

毎月の精算払とし、契約額の36分の1を受託者から請求があった日から30日以内

に支払うものとする。

1.1 契約終了時の業務引継ぎ

受託者は、本業務を他の受託者に移行することとなった場合には、本業務の終了時までに必要な措置を講じ、円滑に本業務の引継ぎを行わなければならない。

1.2 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部分の第三者への委託又は請け負いについて委託者から書面により承認を得た場合は、これを行うことができる。

(2) 業務の履行に関する措置

委託者は、本業務（一部を再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で報告しなければならない。

(3) 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、越前市個人情報保護条例(平成17年越前市条例第27号)を遵守しなければならない。

(6) 著作権及び肖像権の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で写真、イラスト等を使用する場合は、著作権及び肖像権に抵触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

以上

	越前市広報	発行日	データ納品日	備考
1	令和 3年 1月15日号	1月15日(金)	12月28日(月)	
2	令和 3年 2月15日号	2月15日(月)	2月 1日(月)	
3	令和 3年 3月15日号	3月15日(月)	3月 2日(火)	
4	令和 3年 4月15日号	4月15日(木)	4月 2日(金)	
5	令和 3年 5月15日号	5月14日(金)	4月28日(水)	
6	令和 3年 6月15日号	6月15日(火)	6月 2日(水)	
7	令和 3年 7月15日号	7月15日(木)	7月 2日(金)	
8	令和 3年 8月 5日号	8月 5日(木)	7月23日(金)	
9	令和 3年 9月15日号	9月15日(水)	9月 2日(木)	
10	令和 3年10月15日号	10月15日(金)	10月 1日(金)	
11	令和 3年11月15日号	11月15日(月)	11月 1日(月)	
12	令和 3年12月15日号	12月15日(水)	12月 2日(木)	
13	令和 4年 1月15日号	1月14日(金)	12月27日(月)	
14	令和 4年 2月15日号	2月15日(火)	2月 1日(火)	
15	令和 4年 3月15日号	3月15日(火)	3月 2日(水)	
16	令和 4年 4月15日号	4月15日(金)	4月 4日(月)	
17	令和 4年 5月15日号	5月13日(金)	4月26日(火)	
18	令和 4年 6月15日号	6月15日(水)	6月 2日(木)	
19	令和 4年 7月15日号	7月15日(金)	7月 4日(月)	
20	令和 4年 8月 5日号	8月 5日(金)	7月25日(月)	
21	令和 4年 9月15日号	9月15日(木)	9月 2日(金)	
22	令和 4年10月15日号	10月14日(金)	9月30日(金)	
23	令和 4年11月15日号	11月15日(火)	11月 1日(火)	
24	令和 4年12月15日号	12月15日(木)	12月 2日(金)	
25	令和 5年 1月15日号	1月13日(金)	12月26日(月)	
26	令和 5年 2月15日号	2月15日(水)	2月 2日(木)	
27	令和 5年 3月15日号	3月15日(水)	3月 2日(木)	
28	令和 5年 4月15日号	4月14日(金)	4月 3日(月)	
29	令和 5年 5月15日号	5月15日(月)	4月27日(木)	
30	令和 5年 6月15日号	6月15日(木)	6月 2日(金)	
31	令和 5年 7月15日号	7月14日(金)	7月 3日(月)	
32	令和 5年 8月 5日号	8月 4日(金)	7月24日(月)	
33	令和 5年 9月15日号	9月15日(金)	9月 4日(月)	
34	令和 5年10月15日号	10月13日(金)	9月29日(金)	
35	令和 5年11月15日号	11月15日(水)	11月 1日(水)	
36	令和 5年12月15日号	12月15日(金)	12月 4日(月)	

市役所内の各課からの原稿提出は、掲載号の前月の15日となっている。ただし、15日が休日の場合は、その前の休日でない日となる。

記事区分	掲載頻度	制作 ページ数等	印刷 色数	備考 (現ページタイトル、その他)	令和元年度実績												令和2年度実績				
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
表紙	毎月	1P	カラー	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
コロナ関連	適時	2P~8P	2色	収束までは何等かを掲載予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	8	4	2
特集	毎月	基本4P 2P~8P	2色	-	2	2	4	4	2	4	2	2	4	4	4	4	4	4	4	2	2
					4				2			4	2				2			4	
選挙公報	選挙時のみ	2P	2色	-	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政情報	毎月	2P~12P	2色	越前市役所からのお知らせ、他	11	3	8	8	5	11	9	4	12	6	3	11	11	3	6	10	6
消費者関連	年間 2回程度	1P	2色	「消費者の窓」	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
健康	毎月	1P	2色	「健康に関する話」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
読書	毎月	1P	2色	図書館、絵本館のお知らせページ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
まちなか	4半期に 1回程度	1P	2色	新規ページ（中心市街地イベント告知）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
施設	毎月	2P~3P	2色	「施設の行事・講座案内」	3	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2
各種お知らせ	毎月	2P~6P	2色	「街ネタ」	2	2	3	3	3	4	3	2	2	2	2	2	2	2	4	2	
ターゲット向け企画	受託者提案	受託者提案	2色	新規ページ（受託者が企画）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				タイトル等も提案すること																	
相談・その他	毎月	1P	2色	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
広告	毎月	1P~2P ※現在1P	2色	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
裏表紙	毎月	1P	カラー	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ページ数小計					28	16	24	26	22	28	24	20	28	20	18	26	30	22	28	32	20
年度平均ページ数					23.3												26.4				
期間平均ページ数					24.2																

越前市広報紙及びホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、越前市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市が発行する広報紙「越前市広報」（以下「広報紙」という。）及び市が作成するホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載の基準を定めるものとする。

(広告掲載対象外広告)

第2条 要綱第3条第1項に規定する事項の詳細は、次のとおりとする。

(1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

オ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業に該当するもの

(3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する

貸金業に関するもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告含む。）

ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

エ 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの

オ 国内世論が大きく分かれているもの

(5) 公序良俗に反するおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等を推奨し、肯定又は美化した

もの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等、公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

イ 非科学的なもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの

(7) 市の公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で広告であることが不明確なもの

(8) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）

(9) 第三者を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉又は信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はこれらのおそれのあるもの

イ 人種・性別・心身の障害等に関する差別的な表現、その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したものの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はこれらのおそれのあるもの

(10) 情報の真偽及び出所が明確でないもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 代理店、副業、内職、会員の募集等でその目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの

ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

・水着姿、下着姿及びその他日常生活上で必要以上に肌を露出しているもの

・ギャンブル等を肯定するもの（公営を除く）

イ 犯罪を誘発するもの、またはそのおそれがあるもの

・銃砲刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定す

- る銃砲及び刀剣類をいう。) およびその他の危険物に関するもの
- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項三十八に規定する郵便物受取サービス事業（私設私書箱事業）及び電話受付代行業等に関するもの
- ウ 消費者保護(被害の未然防止及び拡大防止)の観点から適切でないもの
- ・ 投機を著しくあおる表現のもの
 - ・ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- エ 美観風致を害するおそれがあるもの
- オ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- カ 通貨又は郵便切手の複写を使用するもの
- キ 謝罪、釈明等のもの
- ク 尋ね人、養子縁組等のもの
- ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- コ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく広告媒体との調和を損なうもの
- サ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(広告の掲載内容等)

第3条 次の各号について、広告掲載の際、注意を要するものとする。

- (1) 各広告の掲載においては、原則、「広告主名称」「連絡先電話番号」は明記すること。
なお、ホームページへの広告の場合は例外とする。
- (2) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
(例)「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- (3) 比較広告は、主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)
- (4) 無料で参加・体験できるものであっても、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。
(例)「昼食代は実費負担」、「入会金は別途」等
- (5) 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、契約代理店において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告掲載にあたっての付記事項)

第4条 当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、広報紙は上部隅に「広告ページ」を明記すること。ただし、広告媒体及び広告掲載枠の大きさ等により、記載場所・内容等についてはその都度、協議、決定するものとする。